

日本工業標準調査会標準部会(第58回)議事録

1 日 時：平成21年1月19日(月)15:00 - 17:00

2 場 所：経済産業省 別館1014会議室(別館10階1014号室)

出席者：二瓶部会長、大山委員、大橋委員、小野委員(代理：平井氏)、窪塚委員、佐野委員、田中委員(代理：嶋村氏)、東郷委員、富田委員、中西委員、長谷川委員、古谷委員、宮入委員、矢萩委員、若井委員

事務局：廣田大臣官房審議官、中西基準認証政策課長、藤代標準企画官、平野産業基盤標準化推進室長、相澤環境生活標準化推進室長、井上情報電子標準化推進室長、長野国際標準化戦略分析官、小野認証課長、水谷製品認証業務室長 / 管理システム標準化推進室長、等

3 議 題：

議題1 第57回標準部会(書面審議)の結果報告について【報告】

議題2 平成21年度標準化委託事業新規実施テーマ案について【審議】

議題3 「カーボンフットプリントの算定・表示に関する一般原則」のTSについて【審議】

議題4 基準認証を巡る国内外の標準化動向について【報告】

- 国際標準化活動の動向について
- 適合性評価の動向について

議題5 環境JISの整備促進について【報告】

議題6 平成20年度工業標準化業務計画の追加について【審議】

議題7 専門委員会に属すべき者の指名について【審議】

議題8 その他

(配布資料)

資料1 日本工業標準調査会標準部会名簿

資料2 日本工業標準調査会標準部会(第57回)の報告

資料3 平成21年度標準化委託新規事業実施テーマ案について

資料4 - 1 「カーボンフットプリントの算定・表示に関する一般原則」のTSについて

資料4 - 2 「エコプロダクツ2008」におけるカーボンフットプリントの試行的表示

資料4 - 3 標準仕様書(TS)「カーボンフットプリントの算定・表示に関する一般原則」(案)

資料4 - 4 「カーボンフットプリント制度の在り方(指針)(中間とりまとめ案)」

- 資料4 - 5 「カーボンフットプリント制度 商品種別算定基準(PCR)策定基準」(案)
- 資料4 - 6 標準仕様書(TS)及び標準報告書(TR)制度実施要領
- 資料5 - 1 国際標準化活動の動向について
- 資料5 - 2 適合性評価の動向について
- 資料6 環境配慮規格の整備促進について
- 資料7 日本工業規格の制定等に係る調査審議の専門委員会への付託について
- 資料8 専門委員会に所属する臨時委員の指名について(案)
- 資料9 基準認証政策課を巡る最近の動向と今後の取組について(未定稿)

4 議事概要：

議題1 第57回標準部会(書面審議)の結果報告について

事務局から、資料2に基づき第57回議事録が報告された。

議題2 平成21年度標準化委託事業新規実施テーマ案について

事務局から、資料3に基づいて説明された後、以下の議論が行われ、平成21年度標準化委託事業新規実施テーマ案については了承された。

若井委員 国際標準開発の「自転車に関する国際標準化」と、アジア太平洋地域標準化研修の「電動二輪車及びチャイルドレストレイトシステムに関する国際標準化」とは何が違うのか、同じ自転車ではないのか。あと、チャイルドレストレイトシステムというのはどういう意味か。

平野産業基盤標準化推進室長 チャイルドレストレイトシステムとは、いわゆるチャイルドシートのことである。電動二輪車というのは電池で動くオートバイと想像してもらいたい。日本では余り普及していないが、中国とかアジアでは普及しようとしている。我が国でもこれから普及するといわれているため、アジアと協力して一緒に標準化を進めていきたいと考えている。

議題3 「カーボンフットプリントの算定・表示に関する一般原則」のTSについて

事務局から、資料4 - 1 ~ 4 - 6に基づいて説明された後、以下の議論が行われ、「カーボンフットプリントの算定・表示に関する一般原則」のTSについては了承された。

田中委員代理（嶋村） カーボンフットプリントに関して、現段階でT Sをつくって、それを将来的にJ I S化するという話だが、国内規格の作成と並行して国際規格が2 0 1 1年の段階で作られた場合、現段階のT Sと国際規格との整合性はどうか。もし不整合な場合は、J I S化するとき国際規格と整合性をとってJ I S化されるということはあるのか。それとも現段階のT Sをベースにして、国際規格とは独立した形でJ I Sをつくるのか。

小野認証課長 基本的にはJ I S化の際には国際整合を考えているので、I S Oの規格が定めればそれに整合させるというのは、一つの考え方である。

一方で、各国独自の規定を盛り込むという話に仮になったときには、I S Oの規格に加えてJ I Sとして国際規格+ の独自の規格が出てくるという可能性も否定できない。

いずれにしても、国際的な整合性がとれるような形でやった上で、我が国の実証実験等の成果もうまく、国際標準の中にも取り入れてもらうよう働きかけていく。

佐野委員 この制度自体は非常にいいものだと思っているし、消費者にとってわかりやすいと思う。しかし、二酸化炭素等の「見える化」を「あらゆる財・サービス」に適用するということは、非常に困難と思う。また、現段階で制度自体完全でなく、修正が入るとのことだが、随時変更になると消費者にとって理解が難しくなることも予想されるので、ある程度の結論を示した方が良いと思う。

それと説明の中で、「事業者の不断の努力」とか、算定はそれぞれの関係事業者が責任を持って行うというニュアンスがあったが、この方針で消費者が信頼できるような制度になるのか懸念がある。さらにマークについて、カーボンフットプリント制度自体の「見える化」は良いが、J I Sマークの見える化を考えると、J I Sマークとうまく絡めることはできないのか。

小野認証課長 まず、消費者が信頼できるかどうかという話だが、これは個別の商品ごとにP C R（商品種別算定基準）をつくった上で、検証制度をしっかりとっていくのが大事と思う。それを個別の商品ごとに検証するのか、もしくは会社自身の算出能力があるかどうかを検証するのかというのはこれからの議論だが、いずれにしても第三者の目に触れるような形にしていくのが大事と考えている。

それから、J I Sマークと融合というのも非常に魅力的な考えだと思う。福祉用具J I Sのように、2つマークがつくということもあるかもしれない。ただし、J I Sマークの意味が、製品そのものの規格に基づいているマークなのか、二酸化炭素等の

排出量というところだけで見ているマークなのか分からないという形で、後々混乱を招く可能性もあるので、見せ方をどうするかというのは課題である。

それからTSの修正については、PCRの計算方法を簡易にし、消費者や事業者に対してご意見を頂きながら効率的かつ効果的な方法を探りたい。制度の骨格は大きく変わらないと思うが、3年後位には制度を固めて普及していきたい。

若井委員 この規格は、将来的に工業製品及び産業界に大きな影響力を持ち、消費者の方々に購入等の判断基準になると予想される。規格策定段階で、専門家等の意見を聴取し、「見える化」の基準を途中段階でも十分にしていきたい。

富田委員 建材と住宅設備業界の意見としては、ほかの業界にも同様の事情があるかと思うが、建材や住宅設備等、寿命の長いものが対象になる点や、使用段階でのCO₂等の算定も大変だと予想される。また、地域によっても条件が変わってくる。それから例えば建物の生産段階で出てくるCO₂等や、使用する過程で省エネによって削減される効果との関係だとか、あるいは建物との関係で使われた中にある設備の省エネ効果等、非常に関係が複雑だと考えている。

カーボンフットプリントのコンセプトやTS化については良い取り組みと思うが、主体を事業者あるいは業界団体が進めていくとするならば、政府としては、各業界に対して何らかの支援等考えているのか。

小野認証課長 カーボンフットプリントについては、もともとサミットでも取り上げられており、福田元総理もカーボンフットプリントの制度化を推奨していた。今回のTSについては、経済産業省の中の研究会・検討会において検討されたものということで、これをベースに進めていくのが政府の考え方である。

これは経済産業省のみならず、環境省や農水省や国土交通省といった関係省庁にも、オブザーバーで参加していただいているので、そういう関係省庁も含めて制度をしっかりと構築して、我が国にとって意味のあるものにしていきたいと思っている。

また、使用段階については、いろいろ議論があるところ。先ほどの資料4-2で示したとおり、例えばシャンプーであると、CO₂の排出量の多いのは、製造・流通段階ではなく、髪を洗う等の使用段階ということになる。ただし、使用段階と一言で言っても色々な使用方法があると思う。そこはPCRの中でどういうふうに考えていくかを整理した上で、示していきたいと思っている。

それから業界団体等に対する政府の支援については、PCRをつくるに当たって、幾つかのモデル商品については、国と業界で一緒になってつくっていきこうという話になっている。その後制度が固まった段階で、算定基準ができていない商品についてど

うするかというのはまだ決まっていないが、今後検討の余地があると考えている。

富田委員 今言われたような政府としてのスタンスは、T Sの中には規定されないのか。

小野認証課長 T Sの中に規定されないが、J I S規格になれば尊重義務が法律上掲げられているので、当然のことながらカーボンフットプリントの規格も重要視されていくことになる。

二瓶部会長 ただいまの御説明にあったとおり、この課題については国際提案という観点から日本の発言力を増すという意味でも規格化のフットワークの早さが求められている。いささか異例のようにお感じの委員もいるかと思うが、このT S原案を認めていただき国際的な場で日本から発信していくということが非常に大事なところである。T Sなので、原則として寿命は3年ということで、まさに3年の間が国際提案に係る勝負の時期であるということで、比較的フレキシブルな枠組みを選びつつ、しかし日本の政府の意思を国際的にはっきり示すという点にポイントがある。

今後、非常に短時間に必要な判断をしなければならないということがあると思うが、今後の検討次第では、このT S案そのものの内容の変更があり得ることをご承知置き願いたい。当面の方向が決まれば、本委員会の報告事項は当然ではあるが、審議事項もあり得るということで、そのような対応を部会長に御一任いただきたければと思う。

議題4 基準認証を巡る国内外の標準化動向について

事務局から、資料5 - 1・5 - 2に基づき報告された後、以下の議論が行われた。

大橋委員 カーボンフットプリントについて、客観的な評価ができるような尺度が、国際的にあるかということ教えていただきたい。

小野認証課長 カーボンフットプリントについては、イギリスが相当力を入れている。イギリスの場合はどちらかというと、各商品の比較をするというよりは、個々の企業がみずからの排出量の管理をするためのツールとして使おうという動きである。一方で、我が国の先ほどのT Sとかの考え方は、商品ごとの比較を考えており、商品ごとで排出量が計算できるP C Rを提案しながら、比較可能なカーボンフットプリント制度をつくりたいと思っていて、そこが大きな違いになっている。

議題5 環境J I Sの整備促進について

事務局から資料6に基づき説明した後、以下の議論が行われた。

若井委員 環境JISチェックシート(例)というのは、既存のJISについては原案作成委員会が書くのか。

相澤環境生活標準化推進室長 原案をとりまとめる立場の方、主に原案作成委員会の事務局を想定している。これは、自分たちが定めるJISにおいて、例えばどの部分を対応していこうか、またはどの部分が改訂の場合には足りないのか、また市場ではどの部分が求められているか、それをある意味では一目瞭然に、マトリックス的に解釈できるというふうな扱い方を想定している。

東郷委員 消費者にとってはわかりやすいと思うが、原案作成団体にとってはある意味では大変な労力を要する試みになると思うが、原案作成団体から、これをつくるに当たっての反応はどうか。

相澤環境生活標準化推進室長 やはりこれを具体的につくろうとすると、いろいろ苦慮されると思う。我々としても200幾つの現行環境JISについて、すべてこの表を作成したところ、いろいろと記載方法においては悩むという体験をした。

その体験を環境JISのチェックシート基準方法ガイドラインという形でまとめたものである。原案作成委員会に対して何の説明もなく作成をお願いするのではなく、我々としても一緒になって考えて、このチェックシートを使った具体的な環境JISの策定というものを、パイロットプロジェクト的に進めていきたいと考えている。そういった経験を踏まえて一つのガイドライン的なものができれば、それを具体的に広めるという手順がよいかと考えている。

議題6 平成20年度工業標準化業務計画の追加について

事務局から資料7に基づき説明された後、以下の議論が行われ、平成20年度工業標準化業務計画の追加については了承された。

佐野委員 民生用デジタルビデオレコーダーのコピー世代コントロールシステムというのはどういう内容なのか。

藤代標準企画官 後ほどご連絡する。

議題7 専門委員会に属すべき者の指名について

事務局から資料8に基づき説明された後、了承された。

議題 8 その他

事務局から資料 9 に基づき報告された。

以上